

社会福祉法人 みのり愛の会

役員等報酬規程

(目的及び意義)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人みのり愛の会(以下「法人」という)定款第八条及び第二一条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第 2 条 本規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第一五条に基づき置かれる理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは定款第五条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 上記(1)、(2)に加え、定款第六条に基づき置かれる評議員選任・解任委員及び元理事を含め役員等とし、本規程に基づき報酬を支払うこととする。

(報酬額の算定方法)

第 3 条 本規程における役員等の受ける報酬の額は以下のとおりとする。

- (1) 役員が受け取る報酬総額は、年間 100 万円までとする。
- (2) 評議員が受け取る報酬総額は、定款第八条のとおりとする。
- (3) 役員等が理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会に出席した場合、一回につき1,113円(税込)を支給する。
- (4) 役員等が法人本部において、法人の業務に携わる場合、2時間までの場合は5,565円(税込)を支給する。
- (5) 役員等が法人本部において、法人の業務に携わる場合、4時間までの場合は11,113円(税込)を支給する。
- (6) 役員等が法人本部において、法人の業務に携わる場合、8時間までの場合は食事代を含め22,226円(税込)を支給する。
- (7) 監事が監事監査を行った場合は、55,650円(税込)を支給する。
- (8) (3)～(7)項目に関しては、別途領収書に記入し明確にする。

(報酬の支給方法)

第 4 条 上記の報酬の支払いは、理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会への出席など法人・施設運営のための業務にあたった都度、速やかに現金で本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

(交通費の支給)

第 5 条 交通費は、報酬とは別に実費を支給する。

(規程の改廃)

第 6 条 本規程の改廃については評議員会においてこれを行う。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

この規程は、平成20年10月9日に変更する。

この規程は、平成24年4月1日に変更する。

この規程は、平成25年4月1日に変更する。

この規程は、平成29年4月1日に変更する。

この規程は、平成31年4月1日より変更する。

この規程は、令和4年4月1日より変更する。